

# 令和6年第2回龍ヶ崎市議会定例会議案

|        |  |   |    |
|--------|--|---|----|
| 議案第1号  | スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例について   | … | 1  |
| 議案第2号  | 龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について  | … | 4  |
| 議案第3号  | 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について  | … | 9  |
| 議案第4号  | 龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  | … | 12 |
| 議案第5号  | 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について  | … | 15 |
| 議案第6号  | 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について  | … | 19 |
| 議案第7号  | 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   | … | 20 |
| 議案第8号  | 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について           | … | 22 |
| 議案第9号  | 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  | … | 24 |
| 議案第10号 | 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について                                | … | 26 |
| 議案第11号 | 龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | … | 28 |
| 議案第12号 | 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について                           | … | 30 |
| 議案第13号 | 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る                              | … | 32 |

介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

|        |  |   |      |
|--------|--|---|------|
| 議案第14号 | 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について                | … | 34   |
| 議案第15号 | 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について       | … | 36   |
| 議案第16号 | 龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について    | … | 37   |
| 議案第17号 | 市有財産の取得について                                  | … | 38   |
| 議案第18号 | 市有財産の取得について                                  | … | 40   |
| 議案第19号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について                    | … | 45   |
| 議案第20号 | 市道路線の認定について                                  | … | 48   |
| 議案第21号 | 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）                       | … | 別冊   |
| 議案第22号 | 令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）               | … | 別冊   |
| 報告第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）     | … | 53   |
| 報告第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）     | … | 57   |
| 報告第3号  | 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について） | … | 85   |
| 報告第4号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号））   | … | 93   |
|        |  |   | （別冊） |
| 報告第5号  | 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）              | … | 94   |
| 報告第6号  | 専決処分の報告について（和解に関することについて）                    | … | 96   |
| 報告第7号  | 令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について                    | … | 98   |
| 報告第8号  | 令和5年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について                  | … | 100  |

|        |                              |      |
|--------|------------------------------|------|
| 報告第9号  | 令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について | …104 |
| 報告第10号 | 令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について  | …106 |

## 議案第1号

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例について  
スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を次のとおり定める。  
令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

### スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例 (設置)

第1条 スポーツライミングのまち龍ヶ崎の実現に向けた基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項を審議するため、スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又はその指名する者
- (3) スポーツライミングに関し専門的な知識を有する者
- (4) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康スポーツ部スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会の意見を聴いて定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ヶ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                         |     |           | 改正前           |     |           |
|-----------------------------|-----|-----------|---------------|-----|-----------|
| 別表第1(第1条関係)                 |     |           | 別表第1(第1条関係)   |     |           |
| 職名                          |     | 報酬の額      | 職名            |     | 報酬の額      |
| 省 略                         |     |           | 省 略           |     |           |
| スポーツ推進計画審議会委員               | 会長  | 日額 4,800円 | スポーツ推進計画審議会委員 | 会長  | 日額 4,800円 |
|                             | 委員  | 日額 4,400円 |               | 委員  | 日額 4,400円 |
| スポーツクライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会委員 | 会長  | 日額 4,800円 | 教育支援委員会委員     | 委員長 | 日額 4,800円 |
|                             | 委員  | 日額 4,400円 |               | 委員  | 日額 4,400円 |
| 教育支援委員会委員                   | 委員長 | 日額 4,800円 |               | 調査員 | 日額 3,900円 |
|                             | 委員  | 日額 4,400円 | 省 略           |     |           |
|                             | 調査員 | 日額 3,900円 |               |     |           |

省 略

議案第2号

龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 市等（市が構成団体となっている一部事務組合等、市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。<u>次号において同じ。</u>）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定業者を推薦及び紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市等への許可、<u>認可</u>等の便宜を図らないこと。</p> <p>(5) } 省 略</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(市長等に係る契約等に関する遵守事項)</p> <p>第3条 市長等が関与する企業（営利活動を行う法人及び個人事業者を</p> | <p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 市等（市が構成団体となっている一部事務組合等、市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。<u>以下同じ。</u>）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定業者を推薦及び紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市等への許可<u>及び認可</u>等の便宜を図らないこと。</p> <p>(5) } 省 略</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(市長等に係る契約等に関する遵守事項)</p> <p>第3条 市長等が関与する企業（営利活動を行う法人及び個人事業者を</p> |

いう。以下この条から第6条までにおいて同じ。)は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等(以下「市等」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条、第166条及び第180条の5の趣旨に則り、工事請負、物品納入及び業務委託の契約並びに下請工事(以下「契約等」という。)を辞退しなければならない。

2 } 省 略  
4 }  
第5条 省 略

(辞退届の提出)

第6条 市長等は、市民の疑惑や不信を招かないため、市長等が関与する企業(指定管理者の指定に係る辞退については、前条第1項に規定するものに限る。)に、契約等又は指定管理者の指定に係る辞退届(以下単に「辞退届」という。)を提出させるよう努めなければならない。

2 議員(個人事業主である議員の契約等に関する辞退については、第4条第1項の規定に該当するものに限る。)は、前項の規定に準じて、辞退届を提出し、又は議員が関与する企業(契約等に関する辞退については同条第1項に規定するものを除き、指定管理者の指定に係る辞退については前条第1項に規定するものに限る。)に辞退届を提出させるよう努めなければならない。

3 市長等又は議員は、市長等の親族又は議員の親族に、これらの者が関与する企業(指定管理者の指定に係る辞退については前条第1項に規定するものに限る。)に係る辞退届を提出させるよう努めなければならない。

(兼業等の報告義務)

第7条 市長及び議員は、当選後当初の議会が開催されてから、1月以内にその任期開始の日における兼業等に係る役職について、書面によ

いう。以下この条及び次条において同じ。)は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等(以下「市等」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条、第166条及び第180条の5の趣旨に則り、工事請負、物品納入及び業務委託の契約並びに下請工事(以下「契約等」という。)を辞退しなければならない。

2 } 省 略  
4 }  
第5条 省 略

(兼業等の報告義務)

第6条 市長及び議員は、当選後当初の議会が開催されてから、1月以内にその任期開始の日における役職について、書面により市長は市長



り市長は市長に、議員は龍ヶ崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告をしなければならない。

2 副市長及び教育長は、選任された日から1月以内にその任期開始の日における兼業等に係る役職について、書面により市長に報告をしなければならない。

3 省 略

4 省 略

5 第1項及び第2項の兼業等に係る役職の範囲については、規則で定める。

（納税報告の義務）

第8条 市長等及び議員は、毎年6月1日から6月30日までに、所得税の前年分並びに市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の前年度分の納付状況（以下「納付状況」という。）を、市長等は市長に、議員は議長に書面により報告しなければならない。

2 前項に規定する納付状況の報告期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条若しくは第114条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に市長等又は議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況を市長は市長に、議員は議長に書面により報告しなければならない。

3 第1項に規定する納付状況の報告期限後に新たに選任された副市長又は教育長（当該選任前に市長等又は議員として第1項の規定による報告を行っているものを除く。）は、選任された日から60日以内に、納付状況を書面により、市長に報告しなければならない。

4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された納付状況に係る書

に、議員は龍ヶ崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告をしなければならない。

2 副市長及び教育長は、選任された日から1月以内にその任期開始の日における役職について、書面により市長に報告をしなければならない。

3 省 略

4 省 略

5 第1項及び第2項の役職の範囲については、規則で定める。

（納税報告の義務）

第7条 市長等及び議員は、毎年6月1日から6月30日までに、所得税の前年分並びに市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の前年度分の納付状況を記載した所得税等納付状況報告書（以下「納付状況報告書」という。）に規則で定める証明書類を添えて、市長等は市長に、議員は議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条若しくは第114条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に市長等又は議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況報告書に前項の証明書類を添えて、市長は市長に、議員は議長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する納付状況報告書の提出期限後に新たに選任された副市長又は教育長（当該選任前に市長等又は議員として第1項の規定による報告を行っているものを除く。）は、選任された日から60日以内に、納付状況報告書に第1項の証明書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された納付状況報告書を、

面を、当該市長等又は当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

5 市民（龍ヶ崎市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、市長又は議長に前項の規定により保管されている納付状況に係る書面の閲覧を請求することができる。

（政治倫理調査委員会の設置）

第9条 省 略

2 調査委員会は、委員7人をもって組織する。

3  
4  
5  
6  
7 } 省 略

（調査請求権）

第10条 省 略

2 市長又は議長は、前項の規定により市民から調査の請求があったときは、その内容を審査した上で、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに調査委員会に提出し、調査を求めなければならない。

第11条 省 略

（守秘義務）

第12条 調査委員会の委員は、第9条第5項ただし書の規定により調査委員会の会議が非公開になった場合において、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第13条 }  
第14条 } 省 略  
第15条 }

当該市長等又は当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

5 市民（龍ヶ崎市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、市長又は議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を請求することができる。ただし、第1項から第3項までの証明書類は、閲覧の対象としない。

（政治倫理調査委員会の設置）

第8条 省 略

2 調査委員会は、委員11人をもって組織する。

3  
4  
5  
6  
7 } 省 略

（調査請求権）

第9条 省 略

2 市長又は議長は、前項の規定により市民から調査の請求に係る書類（以下「調査請求書」という。）の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに調査委員会に提出し、調査を求めなければならない。

第10条 省 略

（守秘義務）

第11条 調査委員会の委員は、第8条第5項ただし書の規定により調査委員会の会議が非公開になった場合において、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第12条 }  
第13条 } 省 略  
第14条 }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく龍ヶ崎市政治倫理調査委員会の委員である者は、改正後の龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の規定に基づく龍ヶ崎市政治倫理調査委員会の委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく委嘱の日から起算するものとする。

議案第3号

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年龍ヶ崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う別表第1の右欄に掲げる事務、<u>特定個人番号利用事務</u>その他規則で定める事務とする。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、次の各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>利用特定個人情報</u></p> <p>(3) 省 略</p> | <p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う別表第1の右欄に掲げる事務、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>その他規則で定める事務とする。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、次の各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u></p> <p>(3) 省 略</p> |

3 省 略

別表第2（第4条関係）

特定個人情報の利用

| 機関    | 事務   | 特定個人情報   |
|-------|--|--|
| 省 略   |  |  |
| 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第65号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係）

機関間の特定個人情報の提供

| 情報照会機関 | 事務  | 情報提供機関 | 特定個人情報                                      |
|--------|---|--------|---|
| 市長     | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |

3 省 略

別表第2（第4条関係）

特定個人情報の利用

| 機関    | 事務   | 特定個人情報   |
|-------|--|--|
| 省 略   |  |  |
| 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第65号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第24条で定めるもの | 地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係）

機関間の特定個人情報の提供

| 情報照会機関 | 事務   | 情報提供機関 | 特定個人情報   |
|--------|--|--------|--|
| 市長     | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって令第19条で定めるもの | 教育委員会  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第19条で定めるもの |

|       |   |       |  |       |  |       |   |
|-------|---|-------|--|-------|--|-------|---|
| 市長    | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの           | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの  | 市長    | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって令第44条で定めるもの           | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第44条で定めるもの  |
| 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長    | 地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報若しくは年金給付関係情報であって規則で定めるもの又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって令第24条で定めるもの | 市長    | 地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報若しくは年金給付関係情報であって規則で定めるもの又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって令第24条で定めるもの |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>災害応急作業等手当</u></p> <p>第6条 省略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第7条 <u>災害応急作業等手当は、本市を含む区域が激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に規定する激甚災害をいう。）として指定された区域に該当する場合（これに相当すると市長が特に認める場合を含む。）又は国若しくは本市以外の地方公共団体等の要請等に基づき、職員が災害応急作業等のため本市以外の地方公共団体に派遣された場合において、次に掲げる作業に従事した職員に対して支給する。</u></p> <p>(1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある次に掲げる現場において、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災</u></p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>第6条 省略</p> |

害状況の調査

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設又は鉄道施設等

(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

(4) 前各号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき1,080円を超えない範囲で規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における第1項に規定する手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号若しくは第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額



(3) 第1項第1号若しくは第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

第8条 省 略

第7条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第5号及び第7条の規定は、同日以後に従事する作業について適用する。

議案第5号

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金、同項第3号に掲げる寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）及び同項第4号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、次に掲げるもの</p> | <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金、同項第3号に掲げる寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）及び同条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、次に掲げるもの</p> |

ア 省 略

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条の規定により茨城県知事が認可した公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

ウ 省 略

2 省 略

（固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第54条 省 略

第55条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看

の

ア 省 略

イ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を茨城県知事又は茨城県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ウ 省 略

2 省 略

（固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第54条 省 略

第55条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護

護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
く }  
(6) }  
付 則

第14条 省 略

師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
く }  
(6) }  
付 則

第14条 省 略

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第14条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第15条 省 略

第15条 省 略

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の6第1項の改正規定及び付則第14条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

### (市民税に係る経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書に規定する改正規定による改正後の第34条の6第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第2号中「同項第4号に掲げる寄附金」とあるのは、「同項第4号に掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

議案第6号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について  
龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例  
龍ヶ崎市手数料条例（平成12年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前                     |
|---|-------------------------|
| <p>付 則</p> <p>3 省 略</p> <p><u>(多機能端末機による交付に係る手数料の特例)</u></p> <p><u>4 第2条の規定にかかわらず、多機能端末機による課税所得証明書、非課税証明書、印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付に係る手数料の金額については、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に限り、1通当たり10円とする。</u></p> | <p>付 則</p> <p>3 省 略</p> |

付 則  
この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第7号

龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（令和3年龍ヶ崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(事業)</p> <p>第3条 龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園（以下「つぼみ園」という。）の事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関すること。</p> <p>(4) 省 略</p> <p>（開園時間及び休園日）</p> <p>第5条 つぼみ園の開園時間及び休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更し、又は臨時に開園し、若しくは休園することができる。</p> <p>(1) 開園時間 <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>（利用者負担額等）</p> <p>第9条 省 略</p> <p>2 市長は、前項の利用者負担額のほか、利用児童の保護者から、児童</p> | <p>(事業)</p> <p>第3条 龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園（以下「つぼみ園」という。）の事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関すること。</p> <p>(4) 省 略</p> <p>（開園時間及び休園日）</p> <p>第5条 つぼみ園の開園時間及び休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更し、又は臨時に開園し、若しくは休園することができる。</p> <p>(1) 開園時間 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>（利用者負担額等）</p> <p>第9条 省 略</p> <p>2 市長は、前項の利用者負担額のほか、利用児童の保護者から、児童</p> |

福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の2各号に規定する費用を徴収することができる。

福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の2第1号又は第3号に規定する費用を徴収することができる。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。



議案第8号

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重</p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル</u>に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> |

要事項を記録したものを交付する方法

3  
} 省略  
6

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3  
} 省略  
6

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

議案第9号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (課税額)   | (課税額)   |
| 第2条 省 略   | 第2条 省 略   |
| 2 省 略   | 2 省 略   |
| 3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。  | 3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。  |
| 4 省 略   | 4 省 略   |
| (国民健康保険税の減額)  | (国民健康保険税の減額)  |
| 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> )及び介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 | 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> )及び介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 |
| (1) 省 略   | (1) 省 略   |

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 省 略

3 省 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 省 略

3 省 略

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び第20条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例（平成30年龍ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 }<br/>                 4 } 省 略</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付す</u></p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 }<br/>                 4 } 省 略</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> |

る方法  
6 }  
9 } 省 略  
(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第30号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 }  
9 } 省 略  
(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第30号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 省 略

議案第11号

龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年龍ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 }<br/>         3 } 省 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人</u></p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 }<br/>         3 } 省 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に</u></p> |

の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 }  
8 } 省 略

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第30号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 }  
8 } 省 略

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第30号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 省 略



議案第12号

龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年龍ヶ崎市条例第10号）の一部を次のよう  
 に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 省 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 省 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する</u><br/>方法</p> |

3 }  
6 } 省 略

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 }  
6 } 省 略

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 省 略

議案第13号

龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成25年龍ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 省 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第</u></p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 省 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する</u></p> |

93条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 }  
6 } 省 略

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

方法

3 }  
6 } 省 略

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 省 略

議案第14号

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 市内における適切な旅客運送の態様の協議に関する事<u>項</u>。</p> <p><u>(2) 前号の旅客運送に係る運賃及び料金の協議に関する事</u>項。</p> <p><u>(3)</u><br/><u>(4)</u><br/><u>(5)</u><br/><u>(6)</u><br/><u>(7)</u> } 省 略</p> <p><u>(運賃協議部会)</u></p> <p>第7条 <u>協議会は、第2条第2号に規定する協議を行わせるため、運賃協議部会を置く。</u></p> <p><u>2 運賃協議部会は、道路運送法第9条第4項の協議会とする。</u></p> <p><u>3 運賃協議部会に属する委員は、第3条第2項第1号、第5号（当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者に係るものに限る。）、第7号及び第8号に掲げる委員のうちから、会長が指名する。</u></p> <p><u>4 運賃協議部会に部会長を置き、第3条第2項第8号に掲げる委員を</u></p> | <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 市内における適切な旅客運送の態様<u>及び運賃、料金等の協議</u>に関する事<u>項</u>。</p> <p><u>(2)</u><br/><u>(3)</u><br/><u>(4)</u><br/><u>(5)</u><br/><u>(6)</u> } 省 略</p> |

もって充てる。

5 第5条第2項及び第6条の規定は、運賃協議部会について準用する。

第8条 省 略

第9条 省 略

第7条 省 略

第8条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(利用登録)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項の規定による利用登録に関する受付時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> | <p>(利用登録)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項の規定による利用登録に関する受付時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> |

付 則  
この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第16号

龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について  
龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                                  | 改正前                                 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| (定員)<br>第3条 団員の定数は、 <u>430人</u> とする。 | (定員)<br>第3条 団員の定数は <u>500人</u> とする。 |

付 則  
この条例は、令和6年7月1日から施行する。



議案第17号

市有財産の取得について

龍ヶ崎市森林公園用地として、下記の土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

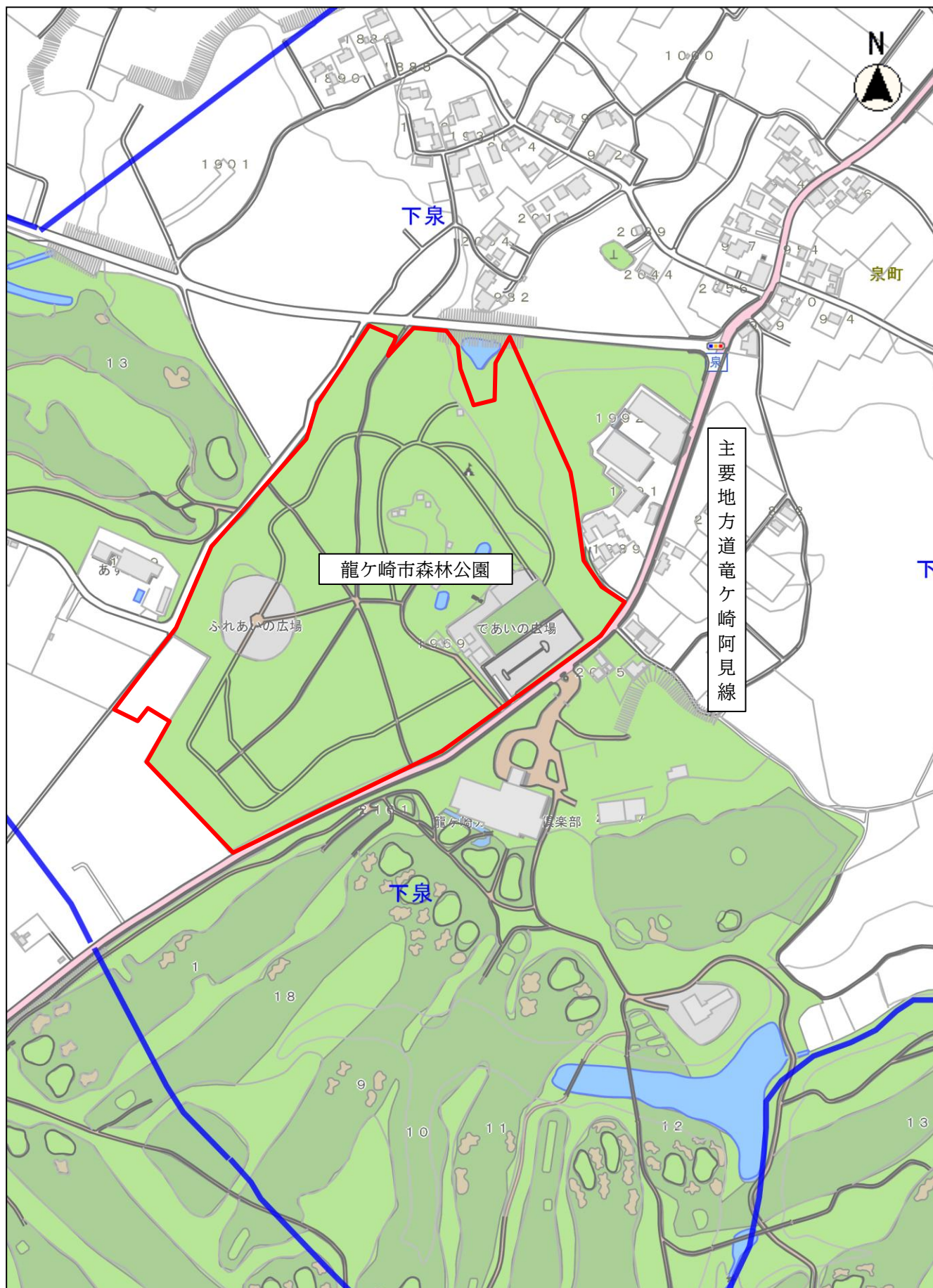
令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 土地の所在 龍ヶ崎市泉町字池ノ台1958番 外26筆
- 2 面積 130,299㎡
- 3 取得価格 347,639,690円
- 4 契約の相手方 ●● ●● 外8名

龍ヶ崎市森林公園 用地買取箇所図



龍ヶ崎市森林公園

主要地方道竜ヶ崎阿見線

縮尺 1 : 5000  
100 50 0

議案第18号

市有財産の取得について

龍ヶ崎市森林公園整備運営事業における特定公園施設について、下記の契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約目的 龍ヶ崎市森林公園整備運営事業に関する特定公園施設譲渡契約の締結  
※ 物件の詳細は、別添参考資料のとおり
- 2 契約方法 随意契約
- 3 譲渡物件の対価 321,000,000円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 4 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南5丁目3番62-1号  
有限会社パシフィックネットワーク  
代表取締役 金丸 一郎

参考資料

龍ヶ崎市森林公園特定公園施設 譲渡物件一覧

| 物件名                       | 数量  |
|---------------------------|-----|
| 管理棟                       | 1 棟 |
| トイレ・炊事場A                  | 1 棟 |
| トイレ・炊事場B                  | 1 棟 |
| オートキャンプサイト（80区画）          | 1 式 |
| バーベキューサイト（30区画）           | 1 式 |
| フォレストアドベンチャー トレックコース      | 1 式 |
| フォレストアドベンチャー ネットコース       | 1 式 |
| フォレストアドベンチャー クリフチャレンジャー   | 1 式 |
| トレイルアドベンチャー               | 1 式 |
| ヴェロパーク                    | 1 式 |
| フォレストセンスパス                | 1 式 |
| インフラ（電気設備、水道設備、排水施設、浄化槽等） | 1 式 |
| 園路                        | 1 式 |



龍ヶ崎市森林公園整備運営事業に関する特定公園施設譲渡仮契約書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と認定計画提出者の有限会社パシフィックネットワーク（以下「乙」という。）とは次の条項により特定公園施設譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、令和6年2月29日に締結した龍ヶ崎市森林公園整備運営事業実施協定を遵守する。

（本契約の締結）

第2条 本契約は、龍ヶ崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12条）第3条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。

（譲渡物件）

第3条 乙が甲に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別添1「譲渡物件一覧」のとおりとする。

42

（引渡し及び所有権の移転）

第4条 譲渡物件は、令和7年3月20日までに、乙から甲に引渡しを行うものとする。また、譲渡物件の施設ごとの引渡しについても可能とする。

2 譲渡物件の所有権は、甲が乙に対して譲渡物件の対価全額を支払い、乙がこれを受領した時に乙から甲に移転する。

（譲渡の対価）

第5条 譲渡物件の対価は、特定公園施設の整備に要する費用として金321,000,000円（うち消費税及び地方消費税額含む）とする。

（譲渡価額の支払）

第6条 譲渡価額については、別添2「支払方法」のとおり、概算払いにより支払うものとする。

2 乙は、譲渡価額の支払いを請求するときは、甲に支払請求書を提出するものとする。

3 甲は、乙から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(本契約の変更)

第7条 本契約を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(協議)

第8条 本契約書に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

令和6年4月11日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市

龍ヶ崎市長 萩原 勇



乙 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南五丁目3番62-1

有限会社バシクネットワーク

代表取締役 金丸 一郎



別添1 「譲渡物件一覧」

| 物件名                       | 数量 |
|---------------------------|----|
| 管理棟                       | 1棟 |
| トイレ・炊事場A                  | 1棟 |
| トイレ・炊事場B                  | 1棟 |
| オートキャンプサイト(80区画)          | 1式 |
| バーベキューサイト(30区画)           | 1式 |
| フオレストアバンチャー トレックコース       | 1式 |
| フオレストアバンチャー ネットコース        | 1式 |
| フオレストアバンチャー クリフチャレンジチャー   | 1式 |
| トレイルアバンチャー                | 1式 |
| ゲェロパーク                    | 1式 |
| フオレストセンパス                 | 1式 |
| インフラ(電気設備・水道設備・排水施設・浄化槽等) | 1式 |
| 園路                        | 1式 |

別添2 「支払方法」

| 区分  | 支払額          | 支払時期    |
|-----|--------------|---------|
| 第1回 | 128,000,000円 | 令和6年7月  |
| 第2回 | 77,000,000円  | 令和6年10月 |
| 第3回 | 116,000,000円 | 令和7年3月  |
| 計   | 321,000,000円 |         |

議案第19号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

| 変更後          |                     | 変更前          |  |
|--------------|---------------------|--------------|--|
| (執行機関の組織)    |                     | (執行機関の組織)    |  |
| 第11条         | 省 略                 | 第11条         | 省 略                                      |
| 2            | 省 略                 | 2            | 省 略                                      |
|              |                     | 3            | <u>広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u> |
| 別表第1（第4条関係）  |                     | 別表第1（第4条関係）  |  |
| 1            | 省 略                 | 1            | 省 略                                      |
| 2            | <u>資格確認書等の引渡し</u>   | 2            | <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>                  |
| 3            | <u>資格確認書等の返還の受付</u> | 3            | <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>                |
| 4            | } 省 略               | 4            | } 省 略                                    |
| 5            |                     |              |  |
| 6            |                     |              |  |
| 別表第2（第18条関係） |                     | 別表第2（第18条関係） |  |
|              | 区 分                 |              | 区 分                                      |
|              | 負担割合等               |              | 負担割合等                                    |
| 1            | 共通経費                | 均等割          | 10%                                      |
|              |                     | 人口割          | 45%                                      |
|              |                     | 高齢者人口割       | 45%                                      |



省 略

備 考

- 1 人口割の算定は、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割の算定は、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

省 略

備 考

- 1 人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

付 則

(施行期日)

- 1 変更後の茨城県後期高齢者医療広域連合規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

(参考)

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更 参照条文

○茨城県後期高齢者医療広域連合規約（抄）

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第1に掲げる事務については、関係市町村において行うものとする。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2)

く

(5)

} 省 略

(経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

(2) }  
く } 省 略  
(4) }

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2に定めるところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

議案第20号

市道路線の認定について

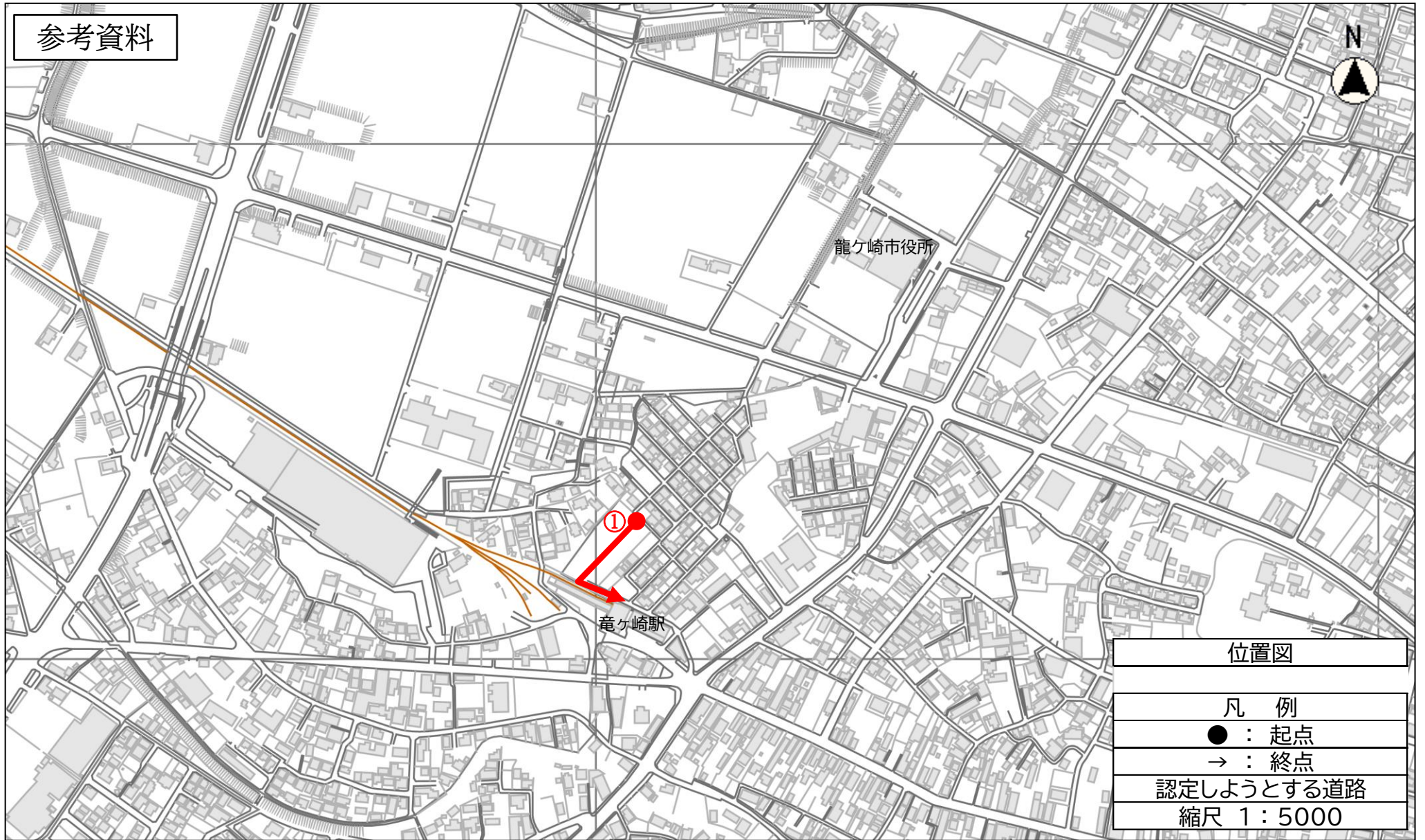
下記のとおり市道路線を認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。  
令和6年6月6日提出

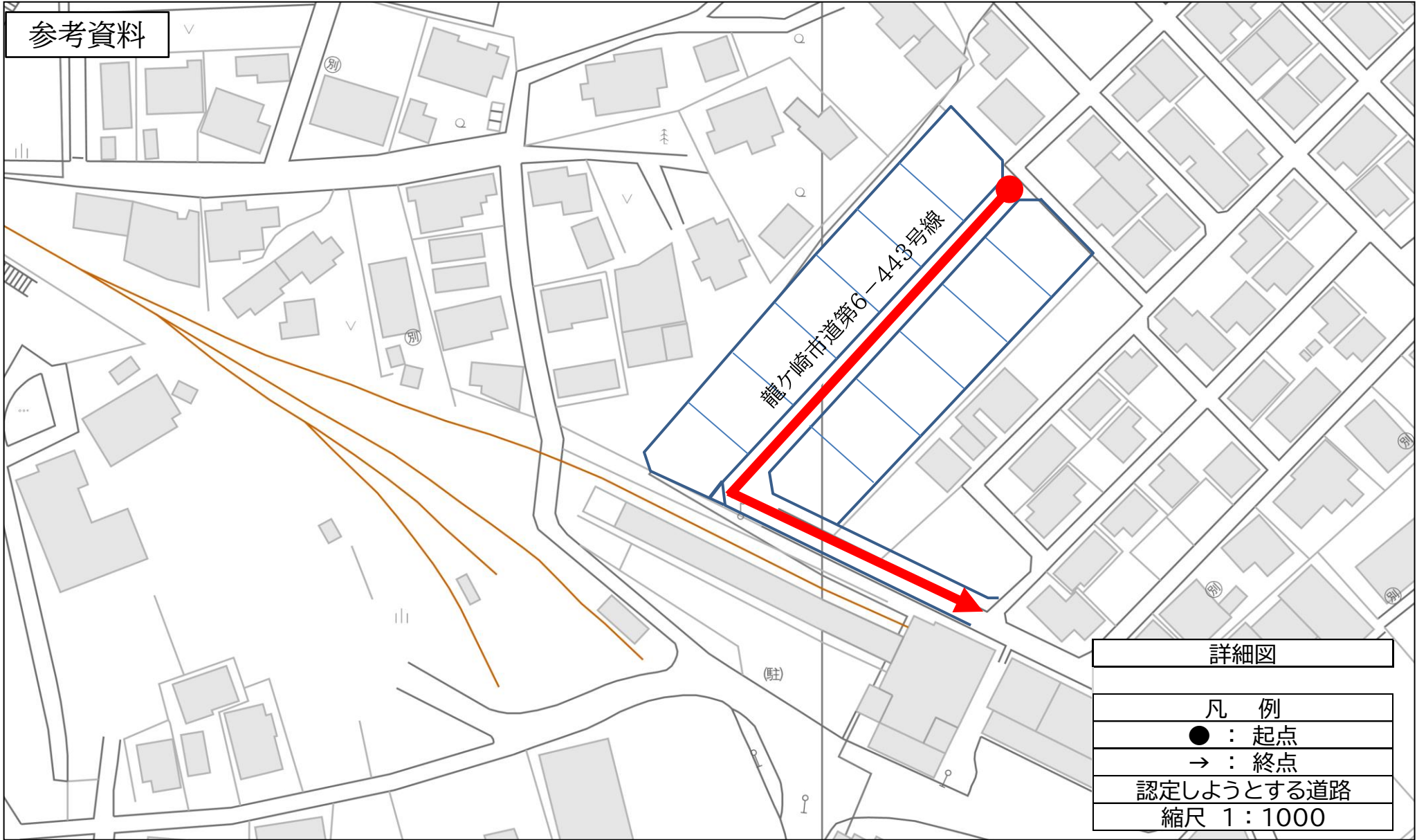
龍ヶ崎市長 萩原 勇

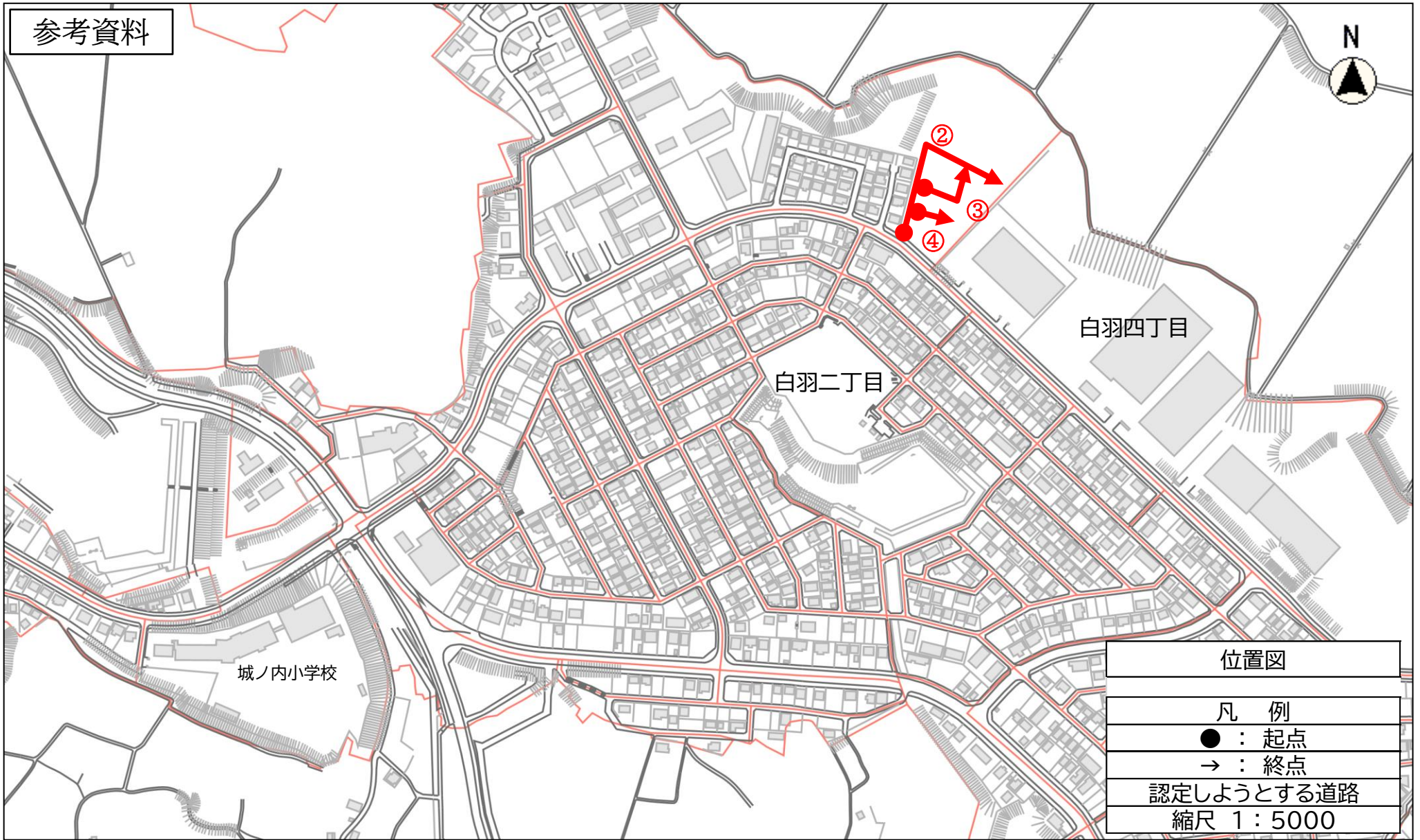
記

|   | 路線名           | 起 点            | 延長 (m) | 幅 員 (m)   |
|---|---------------|----------------|--------|-----------|
|   |               | 終 点            |        |           |
| ① | 龍ヶ崎市道第6-443号線 | 龍ヶ崎市字寺後3891番11 | 132.00 | 6.00      |
|   |               | 龍ヶ崎市字寺後3884番6  |        |           |
| ② | 龍ヶ崎市道第8-461号線 | 龍ヶ崎市白羽四丁目4番74  | 176.60 | 6.00~8.00 |
|   |               | 龍ヶ崎市白羽四丁目4番96  |        |           |
| ③ | 龍ヶ崎市道第8-462号線 | 龍ヶ崎市白羽四丁目4番103 | 78.00  | 6.00      |
|   |               | 龍ヶ崎市白羽四丁目4番107 |        |           |
| ④ | 龍ヶ崎市道第8-463号線 | 龍ヶ崎市白羽四丁目4番76  | 36.20  | 6.00~8.00 |
|   |               | 龍ヶ崎市白羽四丁目4番80  |        |           |

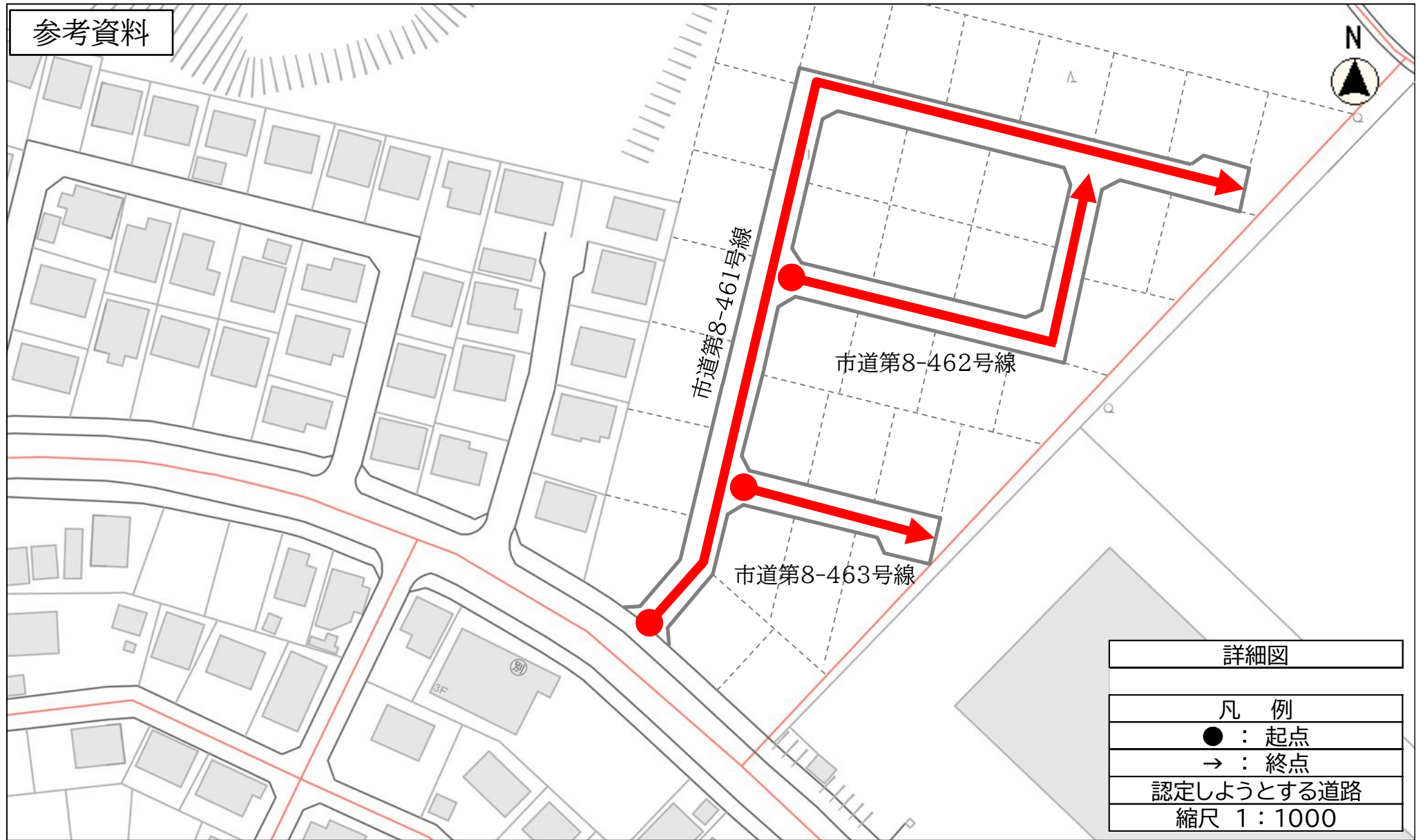
参考資料







参考資料



報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇



別 紙

(写)

処分第2号

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年3月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>付 則<br/>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>第15条 省 略<br/><u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p>第15条の2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が</u></p> | <p>付 則<br/>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>第15条 省 略</p> |

生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

第16条 省 略

第16条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第4号

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年3月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(市民税の減免)</p> <p>第50条 省 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) } 省 略<br/>(2) }<br/>(3) }</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> | <p>(市民税の減免)</p> <p>第50条 省 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省 略<br/>(2) }<br/>(3) }</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> |
| <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第70条 省 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) } 省 略<br/>(2) }<br/>(5) }</p>   | <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第70条 省 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省 略<br/>(2) }<br/>(5) }</p>  |

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第130条の3 省 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) }  
(2) } 省 略  
(3) }

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

第4条の5 省 略

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第4条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の2、第34条の5から第34条の8まで、付則第15条第2項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4の2第1項、前条及び付則第17条の2の規

3 第1項の規定によって固定資産の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第130条の3 省 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) }  
(2) } 省 略  
(3) }

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

第4条の5 省 略

定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第46条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第46条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第40条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端



数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第39条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第39条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第39条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分

金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第46条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第4条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得

に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第46条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であ

るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額

とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第46条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者

の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第46条の5第2項の規定により読み替えられた第46条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第46条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の2、第34条の5から第34条の8まで、付則第15条第2項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4の2第1項、付則第4条の5及び付則第17条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固

定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき



となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)

価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)

附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第6条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

|   |   |
|---|---|
| 省 | 略 |
|---|---|

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第6条の2 } 省 略  
{  
3

附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第6条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

|   |   |
|---|---|
| 省 | 略 |
|---|---|

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第6条の2 } 省 略  
{  
3

4 令和2年度分の固定資産税について龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例(令和3年龍ヶ崎市条例第19号)第1条の規定による改

正前の龍ヶ崎市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）付則第6条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第6条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第6条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2

第6条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に

10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 付則第5条から付則第6条の4まで、付則第7条の2及び付則第8条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) } 省略  
(7) }

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項  
(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について

を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 付則第5条から付則第6条の6まで、付則第7条の2及び付則第8条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) } 省略  
(7) }

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項  
(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について

前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（免税点の適用に関する特例）

第8条 付則第5条、第6条、第6条の2又は第6条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第5条、第6条又は第6条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第6条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第6条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第6条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第9条 付則第5条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第128条第1号及び第135条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第5条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第128条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の

前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（免税点の適用に関する特例）

第8条 付則第5条、第6条、第6条の2又は第6条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第5条、第6条又は第6条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第6条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第6条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第6条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第9条 付則第5条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第128条第1号及び第135条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第5条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第128条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の

課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 }  
5 } 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 }  
13 } 省略

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 省略

課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 }  
5 } 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 }  
13 } 省略

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 省略

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27 省 略

28 省 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省 略

2 省 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

26 省 略

27 省 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省 略

2 省 略

4  
5  
6  
7  
8 } 省 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
く } 省 略  
(7)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
く } 省 略  
(6)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3  
4  
5  
6  
7 } 省 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
く } 省 略  
(7)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
く } 省 略  
(6)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。



(1) } 省 略  
ゝ  
(6)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
ゝ  
(6)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
ゝ  
(5)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び

(1) } 省 略  
ゝ  
(6)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
ゝ  
(6)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
ゝ  
(5)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び

当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

15 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の3 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付

当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

14 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の3 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付

則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 省 略  
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 省 略

2 省 略

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9の規定の適用については、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第16条第2項」と、付則第4条の6第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第16条第2項及び」と、付則第4条の9中「付則第4条の5及び」とあるのは「付則第4条の5、付則第16条第2項及び」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(2) }  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 } 省 略  
(1) }  
4 }

4 省 略  
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 省 略

2 省 略

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第16条第2項」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(2) }  
(4) }

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 } 省 略  
(1) }  
4 }

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) } 省 略
- ˆ
- (4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 省 略

4 省 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) } 省 略
- ˆ
- (4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) } 省 略
- ˆ
- (4) }

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) } 省 略
- ˆ
- (4) }

3 省 略

4 省 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) } 省 略
- ˆ
- (4) }

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) } 省 略
- ˆ
- (4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 省 略

4 省 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

(5) 付則第4条の6及び付則第4条の9の規定の適用については、付則第4条の6第1項及び付則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 省 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の龍ヶ崎市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第1

3 省 略

4 省 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省 略  
(4) }

6 省 略

5条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇



別 紙

(写)

処分第5号

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年3月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市都市計画税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p><u>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p><u>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p><u>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70</p> | <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p><u>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p><u>4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p><u>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70</p> |

2条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

2条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地

を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標

等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標

準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

|     |  |
|-----|--|
| 省 略 |  |
|-----|--|

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

14 省 略

15 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第6条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区

準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

|     |  |
|-----|--|
| 省 略 |  |
|-----|--|

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

14 省 略

15 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第6条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画

域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

#### 17 省 略

- 18 付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

#### 17 省 略

- 18 付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

20 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

ろによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

20 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の龍ヶ崎市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇



報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第7号

和解に関することについて

令和6年3月13日午後2時45分頃、龍ヶ崎市馴柴町21番地1の龍ヶ崎市馴柴コミュニティセンターの駐車場において、防犯パトロールを行うため公用車に乗車しようとしたボランティア協力者が、当該公用車のドアを龍ヶ崎市に在住の方が所有する普通乗用車に接触させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年4月12日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金267,663円

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第6号

和解に関することについて

令和5年8月17日午後1時17分頃、龍ヶ崎市佐貫3丁目5番5地先の龍ヶ崎市道第1-385号線において、道路パトロール中の公用車と龍ヶ崎市に在住の方が運転する小型乗用車が衝突した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年4月5日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金99,794円

報告第7号

令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名                          | 継続費の総額        | 令和5年度継続費予算現額 |              |             | 支出済額及び<br>支出見込額 | 残額         | 翌年度通次<br>繰越額 | 繰越金 | 左の財源内訳     |     |     |
|---|---|------------------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|------------|--------------|-----|------------|-----|-----|
|   |   |                              |               | 予算計上額        | 前年度通次<br>繰越額 | 計           |                 |            |              |     | 特定財源       |     |     |
|   |   |                              |               |              |              |             |                 |            |              |     | 国県支出金      | 地方債 | その他 |
|   |   |                              | 円             | 円            | 円            | 円           | 円               | 円          | 円            | 円   | 円          | 円   |     |
| 4 | 1 | 衛生費 保健衛生費 新保健福祉施設建設事業        | 1,412,797,000 | 557,882,000  | 557,882,000  | 545,197,372 | 12,684,628      | 12,683,000 | 2,583,000    |     | 10,100,000 |     |     |
| 8 | 4 | 土木費 都市計画費 都市計画マスタープラン策定業務委託費 | 7,634,000     | 2,200,000    | 2,200,000    |             | 2,200,000       | 2,200,000  | 2,200,000    |     |            |     |     |
|   |   | 森林公園リニューアル事業                 | 677,005,000   | 5,065,000    | 5,065,000    | 4,873,000   | 192,000         | 192,000    | 192,000      |     |            |     |     |
| 計 |   |                              | 2,097,436,000 | 565,147,000  | 565,147,000  | 550,070,372 | 15,076,628      | 15,075,000 | 4,975,000    |     | 10,100,000 |     |     |

報告第8号

令和5年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款        | 項              | 事業名                        | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳  |             |           |      |     |
|----------|----------------|----------------------------|-------------|-------------|---------|-------------|-----------|------|-----|
|          |                |                            |             |             | 既収入特定財源 | 未収入特定財源     |           | 一般財源 |     |
|          |                |                            |             |             |         | 国庫支出金       | 地方債       |      | その他 |
|          |                |                            |             |             |         | 円           |           |      |     |
| 2<br>総務費 | 1<br>総務管理費     | ふるさと龍ヶ崎応援事業                | 145,002,000 | 4,047,000   |         |             | 4,047,000 |      |     |
|          | 2<br>徴税費       | 住民情報基幹系システム運用費（定額減税）       | 3,432,000   | 3,432,000   |         |             | 3,432,000 |      |     |
|          | 3<br>戸籍住民基本台帳費 | 戸籍事務費                      | 17,522,000  | 2,926,000   |         | 2,926,000   |           |      |     |
| 3<br>民生費 | 1<br>社会福祉費     | 物価高騰対応給付金給付事業（住民税均等割のみ課税分） | 208,525,000 | 103,653,000 |         | 103,653,000 |           |      |     |
|          |                | 総合福祉センター管理費                | 18,302,000  | 2,662,000   |         |             | 2,662,000 |      |     |
|          |                | ふれあいゾーン管理費                 | 4,254,000   | 1,430,000   |         |             | 1,430,000 |      |     |
|          |                | 介護施設等整備支援事業                | 16,780,000  | 16,780,000  |         | 16,780,000  |           |      |     |
|          | 2<br>児童福祉費     | 子ども・子育て支援事業（補助分）           | 122,668,000 | 750,000     |         | 500,000     | 250,000   |      |     |
|          |                | 保育対策総合支援事業                 | 32,403,000  | 560,000     |         | 420,000     | 140,000   |      |     |
|          |                | 物価高騰対応給付金給付事業（こども加算分）      | 64,410,000  | 28,356,000  |         | 28,356,000  |           |      |     |
|          |                |                            |             |             |         |             |           |      |     |



令和5年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名                   | 金額          | 翌年度繰越額      | 既収入特定財源 | 左の財源内訳                    |            |
|---|---|-----------------------|-------------|-------------|---------|---------------------------|------------|
|   |   |                       |             |             |         | 未収入特定財源                   | 一般財源       |
|   |   |                       |             |             |         | 国県支出金                     |            |
|   |   |                       |             |             |         | 地方債                       |            |
|   |   |                       |             |             |         | その他                       |            |
| 4 | 1 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 | 597,842,000 | 16,316,000  |         | 16,316,000                |            |
| 8 | 2 | 道路台帳図デジタル化事業          | 92,400,000  | 92,400,000  |         | 46,200,000                | 46,200,000 |
|   |   | 道路排水管理費               | 14,448,000  | 4,794,000   |         |                           | 4,794,000  |
|   |   | 道路改良事業                | 175,903,000 | 10,120,000  |         | 9,200,000                 | 920,000    |
|   |   | 市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業 | 377,284,000 | 179,400,000 |         | 31,982,000<br>147,400,000 | 18,000     |
|   |   | 市道第3-373号線外整備事業       | 66,000,000  | 66,000,000  |         | 7,124,000<br>58,800,000   | 76,000     |
|   |   | 市道第Ⅱ-18号線外整備事業        | 12,000,000  | 12,000,000  |         | 5,913,000<br>6,000,000    | 87,000     |
|   |   | 橋梁維持補修事業              | 223,392,000 | 205,000,000 |         | 71,225,000<br>133,700,000 | 75,000     |
|   | 4 | 都市計画基本図修正事業           | 29,700,000  | 29,700,000  |         | 14,850,000                | 14,850,000 |
|   |   | 都市公園管理費               | 161,780,000 | 41,880,000  |         | 31,400,000                | 10,480,000 |

令和5年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款         | 項           | 事業名          | 金額         | 翌年度繰越額        | 既収入特定財源       | 左の財源内訳     |             |             |
|-----------|-------------|--------------|------------|---------------|---------------|------------|-------------|-------------|
|           |             |              |            |               |               | 未収入特定財源    | 一般財源        |             |
|           |             |              |            |               |               | 国県支出金      |             |             |
|           |             |              |            |               |               | 地方債        |             |             |
|           |             |              |            |               |               | その他        |             |             |
| 10<br>教育費 | 2<br>小学校費   | 龍ヶ崎小学校管理費    | 19,315,000 | 4,984,000     |               | 3,700,000  | 1,284,000   |             |
|           |             | 八原小学校管理費     | 96,243,000 | 47,349,000    |               | 35,500,000 | 11,849,000  |             |
|           | 3<br>中学校費   | 龍ヶ崎中学校管理費    |            |               |               | 50,000,000 |             |             |
|           |             |              |            | 136,797,000   | 118,866,000   |            | 68,800,000  | 66,000      |
|           | 4<br>小中一貫校費 | 小中一貫校施設整備事業  | 88,089,000 | 5,760,000     |               |            | 5,760,000   |             |
|           | 6<br>社会教育費  | 中央図書館管理費     | 43,352,000 | 7,518,000     |               |            | 7,518,000   |             |
|           |             | 文化会館管理費      | 12,185,000 | 3,810,000     |               |            | 3,810,000   |             |
|           | 7<br>保健体育費  | 学校給食センター解体事業 | 76,475,000 | 36,300,000    |               | 32,600,000 | 3,700,000   |             |
|           | 計           |              |            | 2,856,503,000 | 1,046,793,000 |            | 396,245,000 |             |
|           |             |              |            |               |               |            | 527,100,000 | 123,448,000 |

報告第9号

令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名       | 継続費<br>の総額 | 年度継続費予算現額  |        |            | 支払義務発生<br>(見込)額 | 残額        | 翌年度繰越額    | 翌年度繰越額に係る財源内訳 |     |     |           | 翌年度繰越額<br>に係る繰越しを要<br>するたな卸資産の<br>購入限度額 |
|---|---|-----------|------------|------------|--------|------------|-----------------|-----------|-----------|---------------|-----|-----|-----------|---|
|   |   |           |            | 予算計上額      | 前年度繰越額 | 計          |                 |           |           | 国県補助          | 企業債 | その他 | 自己財源      |   |
| 1 | 1 | 公共下水道事業費用 | 37,026,000 | 16,071,000 |        | 16,071,000 | 10,098,000      | 5,973,000 | 5,973,000 | 2,986,000     |     |     | 2,987,000 |   |

報告第10号

令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

| 款                 | 項          | 事業名                | 予算計上額      | 支払義務発生額   | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳  |            |            | 不用額     | 翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額 | 説明  |      |
|-------------------|------------|--------------------|------------|-----------|------------|---------|------------|------------|---------|-----------------------------|---|------|
|                   |            |                    |            |           |            | 既収入特定財源 | 未収入特定財源    |            |         |                             |   | 自己財源 |
|                   |            |                    |            |           |            |         | 国県補助金      | 企業債<br>その他 |         |                             |   |      |
| 1<br>公共下水道事業資本的支出 | 1<br>建設改良費 | 下水道台帳デジタル化及びシステム導入 | 38,500,000 |           | 38,500,000 |         | 19,250,000 | 19,250,000 |         |                             | 国庫補助を財源として想定しており、その採択後の事業着手により年度内の完了が困難となったため                     |      |
|                   |            | 地蔵後中継ポンプ場PAS交換工事   | 2,585,000  |           | 1,870,000  |         |            | 1,870,000  | 715,000 |                             | 工事材料のケーブルが製造メーカーにおける生産の低下により品薄になり、調達に不測の日数を要したため                  |      |
|                   |            | 霞ヶ浦常南流域下水道整備事業負担金  | 4,425,000  | 1,998,000 | 2,427,000  |         | 1,300,000  | 1,127,000  |         |                             | 浄化センターの設備の改築設計業務や汚泥利活用計画の策定等において、事業計画の再検討により県の整備事業の実施に不測の日数を要したため |      |